

## 論点に対する回答

分野	倒産手続等のデジタル化
省庁名	法務省
<p>令和5年6月に会議決定した「規制改革推進に関する答申」において、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化を通じて利用者及び関係従事者の利便性を向上すべく、法務省は、個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化すること（倒産手続における債権届出については、システム上のフォーマット入力方式を導入し、その後の債権管理と連動する一貫通貫したシステムを検討すること）等が求められている。</p> <p>この点、届出債権者が多数に上ることがある倒産事件等において、手続のデジタル化による効果が極めて大きいと見込まれることや、運用により一部デジタル化を導入した事例が存在することも踏まえ、手続ごとの特性に応じたデジタル化を早期に実現する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、以下の各設問につき回答頂きたい。</p>	
<p><b>第1 民事訴訟手続のデジタル化の進捗状況について</b></p> <p>令和4年5月の「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立により、民事訴訟手続のデジタル化が進められており、令和6年3月1日からは口頭弁論期日におけるウェブ会議システムの利用も開始したところである。今後、令和7年度中にはインターネットを利用した申立て等も開始する予定となっているが、申立てに係るシステム構築など民事訴訟手続のデジタル化に関する進捗状況について説明願いたい。</p>	
<p><b>第2 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化の進捗状況について</b></p> <p>1. インターネットを利用した申立て等に関するシステム構築について</p> <p>(1) 「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律53号）の成立により、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等においても、インターネットを利用した申立て等が行われることとなった。なかでも、民事執行手続や倒産手続については、フォーマット入力方式での申立てを検討していくとされたが、各手続におけるインターネットを利用した申立てに関するシステム構築について、現在の進捗状況を説明願いたい。</p>	

(2) 各手続におけるインターネットを利用した申立てについて、これまでの申立て等書面の提出においては、各裁判所において独自に書式を作成するなど、裁判所によって運用が異なっている点があったと認識しているが、各手続のインターネットを利用した申立てに係るシステム構築に際して、このような裁判所ごとの運用はどうなるのか。裁判所ごとの独自の書式から書式の標準化が図られるのか。

(3) インターネットを利用した申立て等に際して、フォーマット入力方式のシステムが構築されとした場合、必要資料の提出はどのように行われる予定か。代理人等が作成した書面をシステムにアップロードするような形になるのか。現在の検討状況について説明願いたい。

## **2. 手続の特性に配慮したシステム構築について**

### **2-1. 民事保全・民事執行手続**

(1) 民事保全手続および民事執行手続は、民事訴訟手続とシステム上も連携していくことが必要となると思われるが、民事保全・民事執行手続のシステム構築において、相互のシステム上の連携については、どのような検討が行われているのか。

(2) 民事執行における配当要求手続のデジタル化については、現在どのような検討が行われているのか。

### **2-2. 倒産手続**

(1) 倒産手続における債権届出については、令和5年6月1日の「規制改革推進に関する答申」において、「システム上のフォーマット入力方式を導入し、その後の債権管理と連動する一貫通貫したシステムを検討すること」と言及されているが、現在、債権届出のフォーマット入力方式およびその後の手続（債権認否・配当手続）までの一貫通貫したデジタル化が検討されているという理解で良いか。

倒産手続における債権届出のフォーマット入力方式及びその後の債権管理と連動する一貫通貫したシステムの検討状況について説明願いたい。

(2) 改正民事訴訟法の準用を受けて、倒産手続においても、インターネットを利用した申立てが義務付けられるのは代理人や管財人等となり、債権者は義務付けの対象外となることから、代理人のつかない債権者本人が債権届出を行う場合には、紙の書面での提出も可能となり、インターネットを利用した電子届出と書面での届出とが併存する可能性が想定される。

現在の実務においては、書面での届出の場合は、債権者の本人確認は厳格には実施されておらず、倒産法上もその確認を義務付けてはいないが、電子届出においては、どのような本人確認の実施を行う予定か。民事訴訟手続および他の手続におけるシステム利用時の本人確認との相違はあるのか。

(3) 電子届出と紙の書面での届出との併存は、手続負担の観点から、将来的には回避していくべきであり、債権者には電子届出を利用してもらうことが望ましいと考えるが、電子届出を促進するための施策として、どのようなものが考えられているのか。(相談センターの設置、フォーマット入力の指導等)

(4) 債権者により紙の書面で債権届出が行われた場合、その書面はどのように取り扱われる予定か。裁判所において書面を電子化して保管するのか。フォーマット入力方式の債権届出システムが構築される場合、電子届出された債権届出の扱いはどうなるのか。データとして保管されることになるのか。

倒産法上は、届出を受けた後の債権者表(破産債権者表、再生債権者表、更生債権者表)の作成は裁判所書記官の責務となっているところ(破 115 条、民再 99 条、会更 144 条)、電子届出と紙の書面での債権届出とが併存する場合、裁判所書記官はこれらの届出をどのように管理することが予定されているか。また、その後の債権認否を行う管財人等には、これらの債権届出をどのように共有する予定か。

(5) 法制審議会では、今後管財人が構築したシステムと裁判所のシステムの連動についても検討するとの回答があるが、この点についての現在の検討状況について御説明願いたい。具体的にどのような連動手段を検討しているのか。

### 3. システム構築のスケジュール等について

家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、本格的な運用開始にいたるまでの、今後の試行や先行運用に関するスケジュールについて、御説明願いたい。加えて、本格的な運用開始にいたるまでの、各手続のシステム構築に関するスケジュールについても、説明願いたい。

#### 【回答】

#### 第1 民事訴訟手続のデジタル化の進捗状況について

民事訴訟手続の全面的なデジタル化等を内容とする「民事訴訟法等の一部を改正する法律」は、令和4年5月に成立・公布された。同法は段階的に施行することとされており、一部は既に施行済みである。具体的には、以下のとおり。

- ・ 当事者双方がウェブ会議・電話会議を利用して弁論準備手続の期日や和解の期日に参加することが可能となる仕組み…令和5年3月1日施行
- ・ 当事者がウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加することが可能となる仕組み…令和6年3月1日施行
- ・ インターネットを利用した申立て等、訴訟記録の電子化など（全面施行）…公布から4年以内の政令で定める日（具体的な施行日は今後決定）

改正法の全面施行に向けたシステム構築については、最高裁から、現在、受注業者とともにシステム開発を進めており、同法の施行までにシステムの構築、導入等を完了することができるよう、鋭意作業を進めていると聞いている。

#### 第2 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化の進捗状況について

##### 1. インターネットを利用した申立て等に関するシステム構築について

（1）民事訴訟以外の民事裁判手続の全面的なデジタル化等を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」は、令和5年6月に成立・公布された。同法により、民事執行手続や倒産手続等の民事裁判手続においてもインターネットを利用して申立て等を行うことができるようになる。その施行日は、公布から5年以内の政令で定める日とされている。

最高裁からは、現在、各手続のデジタル化のためのシステムの要件定義作業を進めている段階であり、民事執行手続や倒産手続等については、フォーマット入力方式での申立てを可能とする方向で検討を進めていると聞いている。

(2) 最高裁からは、インターネットを利用した申立てに係るシステム構築に際しては、利用者の利便性の向上及びデータ利活用の観点から、申立書式(フォーム)の標準化に向けた検討が進められている旨を聞いている。

(3) 最高裁からは、申立ての際に必要な資料の提出方法としては、申立人や代理人が用意したファイルをシステム上にアップロードすることを可能とする方向で検討している旨を聞いている。

## 2. 手続の特性に配慮したシステム構築について

### 2-1. 民事保全・民事執行手続

(1) 民事保全手続及び民事執行手続は、民事訴訟手続とは別の裁判手続であり、その事件記録は、各事件を担当する裁判所において作成され、保管されている。したがって、現行法においては、例えば、民事執行を申し立てる場合には、民事訴訟手続において作成された判決書や和解調書などの債務名義の正本を執行裁判所に提出する必要がある。これに対し、改正法下では、事件記録が電子データ化されるため、裁判所相互の情報連携が可能となった場合には、執行裁判所が、民事訴訟手続において作成された判決書や和解調書をオンラインで確認することが可能になる。そこで、改正法においては、民事執行において、民事訴訟手続での債務名義に係る事件を特定するために必要な情報を提供することで、判決書や和解調書などの債務名義の正本の提出を省略することを可能とすることを想定している。

また、民事保全手続において、従前は、本案(民事訴訟)の訴えの提起又はその係属を証明するために裁判所書記官による証明文書の提出が必要とされていたが、改正法下では、本案の訴えの提起又はその係属を民事保全の裁判所がオンラインで確認するために必要な情報を提供することで、裁判所書記官による証明文書の提出を不要とすることが可能となる仕組みを想定している。

最高裁からは、現在、システムの要件定義中であるため、具体的な仕組みについて、確たるお答えは難しいものの、裁判所相互の情報連携を可能にして、上記の債務名義の正本等の提出を不要とする方向で検討を進めていると聞いている。

(2) 民事執行における配当要求は、債務名義の正本等を提出してする必要があるものとされているが、改正法下では、配当要求についても、インターネ

ットを利用してすることができるものとされており、また、債務名義に係る事件を特定するために必要な情報を提供することで、債務名義の正本の提出を省略することを可能とすることを想定している。

最高裁からは、配当要求手続についても、インターネットを利用してすること等を実現するとともに、当該手続で入力されたデータについては、その後の配当手続においても利活用が可能となるようにする方向で検討を進めていると聞いている。

## 2-2. 倒産手続

(1) 最高裁からは、倒産手続のデジタル化のためのシステムについては、現在、システムの要件定義を実施しているところであるが、債権届出に関してもフォーマット入力を可能とし、その後の手続においてもそこで得られたデータを利活用することができるようにする方向で検討を進めていると聞いている。

(2) 最高裁からは、現在、要件定義を実施しているところであり、システム利用時の本人確認方法については、現在検討中である旨聞いている。なお、民事訴訟手続に関しては、マイナンバーカードを活用した本人確認方法等を採用する方向で検討が進められていると聞いている。

(3) 最高裁からは、電子的な債権届出を行う際のフォーマットについて、一般の方にも分かりやすく、入力がしやすいものとすることや、ウェブサイト上の手続案内を充実させることなどを検討しており、こうした取組みを通じて、電子届出の促進を図っていきたいと考えている旨を聞いている。

(4) (前段) 改正法下では、債権者が書面で債権届出をした場合にも、その書面は、裁判所において電子データ化され、電子データが事件記録として取り扱われることとなる。フォーマット入力方式によって債権届出が電子データとして提出された場合にも、当然、電子データが事件記録として取り扱われることとなる。

(後段) 電子届出と紙の債権届出が併存する場合であっても、債権者表は電子データの形で作成されることになる。最高裁からは、紙の債権届出書は電子化されるため、これと電子的に提出された債権届出と併せて、電子的に管理することとなり、こうした電子データを活用して債権者表等を作成する方

向で検討しているが、これらの情報を管財人等に共有する具体的な方法については、現在検討中である旨聞いている。

(5) 最高裁からは、現在要件定義を実施しており、管財人が構築したシステムと裁判所のシステムとの間でどのようにデータを連携させていくかについては現在検討中である旨を聞いている。

### 3. システム構築のスケジュール等について

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律は、段階的に施行することとされている。具体的には、以下のとおり。

- ・ ウェブ会議等を利用した期日への参加、債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組み等…民事訴訟法等の一部を改正する法律の全面施行日（具体的な施行日は今後決定）
- ・ 改正法の全面施行…公布から5年以内の政令で定める日（具体的な施行日は今後決定）

今後の試行や先行運用、システム構築に関するスケジュールについては、最高裁からは、現在要件定義を実施している段階であるため、具体的な開発スケジュール及び導入予定時期を明らかにすることは難しいものの、改正法が施行されるまでに試行等を行うことも含めて検討を進めていく旨を聞いている。